

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日となる)

目 次

◇規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

一 養護老人ホームへの入所措置等に要する費用に係る入所者本人からの徴収上限額の特例措置を一年間延長するとともにその額を次のとおり改めることとした。

養護老人ホームに入所させる措置	区 分	徴 収 上 限 額	
		現 行	改 正 後
		一〇〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円

特別養護老人ホームに入所させる措置

一六〇、〇〇〇円一八〇、〇〇〇円

二1 この規則は、平成二年七月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

小居室												区 分		
												経済的事情 による区分		
A 階層	C 十階層	C 九階層	C 八階層	C 七階層	C 六階層	C 五階層	C 四階層	C 三階層	C 二階層	C 一階層	B 階層	A 階層	現 行	改 正 後
												一人で使用する場合		
												現 行	改 正 後	
														二人で使用する場合
												現 行	改 正 後	
五三、九〇〇円	一二四、九〇〇円	一〇二、九〇〇円	九七、九〇〇円	九二、九〇〇円	八七、九〇〇円	八二、九〇〇円	七七、九〇〇円	七二、九〇〇円	六七、九〇〇円	六二、九〇〇円	五七、九〇〇円	五二、九〇〇円		
五五、一五〇円	一二七、四五〇円	一〇四、一五〇円	九九、一五〇円	九四、一五〇円	八九、一五〇円	八四、一五〇円	七九、一五〇円	七四、一五〇円	六九、一五〇円	六四、一五〇円	五九、一五〇円	五四、一五〇円		
五二、九〇〇円	一二三、九〇〇円	一〇一、九〇〇円	九六、九〇〇円	九一、九〇〇円	八六、九〇〇円	八一、九〇〇円	七六、九〇〇円	七一、九〇〇円	六六、九〇〇円	六一、九〇〇円	五六、九〇〇円	五一、九〇〇円		
五四、一五〇円	一二六、四五〇円	一〇三、一五〇円	九八、一五〇円	九三、一五〇円	八八、一五〇円	八三、一五〇円	七八、一五〇円	七三、一五〇円	六八、一五〇円	六三、一五〇円	五八、一五〇円	五三、一五〇円		

県 立	区 分	経済的事情 による区分		大居室										
		金額(一人月額)	金額(一人月額)	C 十階層	C 九階層	C 八階層	C 七階層	C 六階層	C 五階層	C 四階層	C 三階層	C 二階層	C 一階層	B 階層
小居室		一人で使用する場合	二人で使用する場合	一二八、九〇〇円	一〇三、九〇〇円	九八、九〇〇円	九三、九〇〇円	八八、九〇〇円	八三、九〇〇円	七八、九〇〇円	七三、九〇〇円	六八、九〇〇円	六三、九〇〇円	五八、九〇〇円
D階層		一二八、一一〇円	一二七、一一〇円	一二八、四五〇円	一〇五、一五〇円	一〇〇、一五〇円	九五、一五〇円	九〇、一五〇円	八五、一五〇円	八〇、一五〇円	七五、一五〇円	七〇、一五〇円	六五、一五〇円	六〇、一五〇円
				一二四、九〇〇円	一〇二、九〇〇円	九七、九〇〇円	九二、九〇〇円	八七、九〇〇円	八二、九〇〇円	七七、九〇〇円	七二、九〇〇円	六七、九〇〇円	六二、九〇〇円	五七、九〇〇円
				一二七、四五〇円	一〇四、一五〇円	九九、一五〇円	九四、一五〇円	八九、一五〇円	八四、一五〇円	七九、一五〇円	七四、一五〇円	六九、一五〇円	六四、一五〇円	五九、一五〇円

二 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料に係る経済的事情の区分に、新たにD階層として収入金額の合計が三、二七七、九二一円以上である者の区分を設け、その使用料を次のとおりとすることとした。

規 則

三 この規則は、平成二年七月一日から施行することとした。

岩井長者寮		大居室	二二九、一一〇円 一一二八、一一〇円
福 原 荘	大居室	D階層	一一二七、八二〇円 一一二六、八二〇円
	小居室		
		大居室	一一二八、八二〇円 一一二七、八二〇円

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成元年七月一日から平成二年六月三十日まで」を「平成二年七月一日から平成三年六月三十日まで」に改め、同項の表を次のよ

うに改める。

養護老人ホームに入所させる措置	一一〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	一八〇、〇〇〇円

附 則

1 この規則は、平成二年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四

十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区 分	経済的事情 による区分	金 額（一人月額）	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
小居室	A 階層	五四、一五〇円	五三、一五〇円
	B 階層	五九、一五〇円	五八、一五〇円
	C 一階層	六四、一五〇円	六三、一五〇円
	C 二階層	六九、一五〇円	六八、一五〇円
	C 三階層	七四、一五〇円	七三、一五〇円
	C 四階層	七九、一五〇円	七八、一五〇円
	C 五階層	八四、一五〇円	八三、一五〇円
	C 六階層	八九、一五〇円	八八、一五〇円
	C 七階層	九四、一五〇円	九三、一五〇円
	C 八階層	九九、一五〇円	九八、一五〇円
	C 九階層	一〇四、一五〇円	一〇三、一五〇円
	C 十階層	一二七、四五〇円	一二六、四五〇円
	D 階層	一二八、一一〇円	一二七、一一〇円
A 階層	五五、一五〇円	五四、一五〇円	

大居室	
B 階層	六〇、一五〇円
C 一階層	六五、一五〇円
C 二階層	七〇、一五〇円
C 三階層	七五、一五〇円
C 四階層	八〇、一五〇円
C 五階層	八五、一五〇円
C 六階層	九〇、一五〇円
C 七階層	九五、一五〇円
C 八階層	一〇〇、一五〇円
C 九階層	一〇五、一五〇円
C 十階層	一二八、四五〇円
D 階層	一二九、一一〇円
	五九、一五〇円
	六四、一五〇円
	六九、一五〇円
	七四、一五〇円
	七九、一五〇円
	八四、一五〇円
	八九、一五〇円
	九四、一五〇円
	九九、一五〇円
	一〇四、一五〇円
	一二七、四五〇円
	一二八、一一〇円

別表の備考の1に後段として次のように加える。

この場合において、一の入寮者がD階層の区分とD階層以外の階層の区分に同時に該当することとなるときは、D階層の区分を適用するものとする。

別表の備考の1のC十階層の項の次にD階層の項として次のように加える。

D階層 収入金額の合計が三、二七七、九二一円以上である者
（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第二条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）

の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

		小居室										区分			
												経済的事情による区分			
												金額 (一人月額)			
												一人で使用する場合			
												二人で使用する場合			
B	階層													六〇、一五〇円	五九、一五〇円
A	階層													五五、一五〇円	五四、一五〇円
D	階層													一二七、八二〇円	一二六、八二〇円
C	十階層													一二七、四五〇円	一二六、四五〇円
C	九階層													一〇四、一五〇円	一〇三、一五〇円
C	八階層													九九、一五〇円	九八、一五〇円
C	七階層													九四、一五〇円	九三、一五〇円
C	六階層													八九、一五〇円	八八、一五〇円
C	五階層													八四、一五〇円	八三、一五〇円
C	四階層													七九、一五〇円	七八、一五〇円
C	三階層													七四、一五〇円	七三、一五〇円
C	二階層													六九、一五〇円	六八、一五〇円
C	一階層													六四、一五〇円	六三、一五〇円
B	階層													五九、一五〇円	五八、一五〇円
A	階層													五四、一五〇円	五三、一五〇円

		大居室													
C	一階層													六五、一五〇円	六四、一五〇円
C	二階層													七〇、一五〇円	六九、一五〇円
C	三階層													七五、一五〇円	七四、一五〇円
C	四階層													八〇、一五〇円	七九、一五〇円
C	五階層													八五、一五〇円	八四、一五〇円
C	六階層													九〇、一五〇円	八九、一五〇円
C	七階層													九五、一五〇円	九四、一五〇円
C	八階層													一〇〇、一五〇円	九九、一五〇円
C	九階層													一〇五、一五〇円	一〇四、一五〇円
C	十階層													一一〇、一五〇円	一一〇、一五〇円
D	階層													一二八、八二〇円	一二七、八二〇円

別表の備考の1に後段として次のように加える。

この場合において、一の入所者がD階層の区分とD階層以外の階層の区分に同時に該当することとなるときは、D階層の区分を適用するものとする。

別表の備考の1のC十階層の項の次にD階層の項として次のように加える。

D階層 収入金額の合計が三、二七七、九二一円以上である者
附則

この規則は、平成二年七月一日から施行する。